平成27年度介護保険制度のお知らせ

○平成27年度の65歳以上の人の介護保険料（年額）が決定しました。介護保険料決定通知書は7月上旬に郵送します。

減免制度をご利用ください

災害により財産に損害を受けたり、入院や失業などにより、生計中心者の収入が著しく減少したことなどにより、保険料を負担することが困難な場合に減免制度が適用される場合があります。
※詳しくは、7月上旬に郵送する決定通知書をご覧ください。

○一定以上所得者の利用者負担の割合が変わります。

平成27年7月までの介護サービスの利用者負担の割合は一律「１割」でしたが、8月からは一定以上所得がある65歳以上の人の負担割合は「２割」となります。そのため、利用者に負担割合をお知らせするために「介護保険負担割合証」を交付します。現在、要介護（要支援）認定を受けている方には７月中旬に「介護保険負担割合証」を送付しますので、介護サービスを受けるときには、サービス事業者に被保険者証といっしょに負担割合証も提示してください。

- ２割負担となる「一定以上所得者」とは、次の①②の両方にあてはまる人のことです。
  ①本人の合計所得金額が160万円以上
  ②同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身で280万円以上、2人以上で346万円以上

○高額介護（予防）サービス費の上限が改定されます

平成27年8月のサービス利用分から利用者負担段階区分に現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人）を新設し、上限額が設定されます。

利用者負担の上限額（１か月）

●平成27年7月まで

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
・一般	37,200円
・住民税世帯非課税	24,600円
・前年の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者	15,000円

●平成27年8月から

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
・現役並み所得者	44,400円
・一般	37,200円
・住民税世帯非課税	24,600円
・前年の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者	15,000円

○特定入所者介護サービス費の支給対象者が変わります。

所得の低い方に対し、施設サービスを利用する場合、所得に応じた居住費と食費の自己負担額の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件に以下の項目が追加されます。

- 世帯分離をしている配偶者の所得も判定材料とする。
- 預貯金等が単身の場合は1,000万円、夫婦の場合は2,000万円以下であること。

問合先　健康福祉課　介護保険係　☎492-9139

役場に手話通訳者を設置しています

手話を必要とする聴覚障がい者等の社会生活のコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を設置しています。

設置場所　稲美町役場　健康福祉課
設置日及び時間　役場開庁日の８：30～17：15
事業内容　役場庁舎内での手続きや相談の手話通訳をします。

※病院の受診など、役場庁舎以外の場所で手話通訳が必要な場合は、「手話通訳者派遣申請書」で、事前に健康福祉課に申し込んでください。

問合先　健康福祉課　高年障害係
☎492-9137　FAX 492-8030

福祉医療費助成制度についてお知らせします（７月１日現在）

福祉医療費助成制度は、健康保険に加入している老人、障害者（児）、乳幼児等、母子家庭、父子家庭の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成しています（※乳幼児等以外は所得制限があります）。

７月１日から新しい受給者証になり、今までの受給者証は使えなくなります。所得判定の結果、継続して各福祉医療費助成制度に該当する人には受給者証を郵送しています。福祉医療費助成制度は以下のとおりです。

区分		対象者	所得制限	一部負担金（自己負担額）
老人医療		65歳から69歳までの人のうち、世帯非課税の人で年金収入を加えた所得が80万円以下 **※世帯非課税とは、世帯内の全員に市町村民税が課税されていないことです。**	あり	誕生日が昭和24年７月１日以降の人　２割 誕生日が昭和24年6月30日までの人　２割（区分Ⅰの人は１割）
乳幼児等医療	乳幼児等	小学校就学前までの年齢に該当する乳幼児	なし	一部負担金なし
		小学校１年生から小学校３年生までの年齢に該当する児童		外来：１日400円を限度に月２回まで（２割負担） ３回目以降一部負担金なし 入院：一部負担金なし ※外来、入院どちらも医療機関ごと
	こども	小学校４年生から中学校3年生の年齢に該当する児童		
重度障害者医療		身体障害者手帳１・２級の人 療育手帳Ａ判定の人 精神福祉障害者手帳１級の人	あり	外来：１日600円を限度に月２回まで 入院：１割負担（月2,400円） ※長期入院（連続して３カ月を超える入院の場合）は、４カ月目以降の一部負担金なし ※外来、入院どちらも医療機関ごと **※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。**
高齢重度障害者医療		上記、重度障害者医療の対象者のうち、後期高齢者医療制度に加入している人	あり	
母子家庭等医療		母子家庭等で18歳到達後最初の３月31日までの児童がいる人およびその児童	あり	外来：１日800円を限度に月2回まで 入院：1割負担（月3,200円） ※長期入院（連続して3カ月を超える入院の場合）は、4カ月目以降の一部負担金なし ※外来、入院どちらも医療機関ごと **※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。**

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で世帯全員の前年中の年金収入が80万円以下もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の人です。

小学1年生～中学３年生の人で、母子家庭等医療費助成制度や障害者医療費助成制度を利用している人は、乳幼児等（こども）医療費助成制度の方が医療費の一部負担金が軽減されるため、そちらを優先して交付します。
学校管理下で生じたケガ等により、災害給付の対象となる場合はこの受給者証は使えません。

問合先　地域福祉課福祉係　☎492-9136

児童手当現況届の提出について

現在、児童手当を受給されている人に「児童手当現況届」を郵送しています。提出期限は6月19日までとなっていましたが、未提出の人は至急提出してください。未提出の場合は、10月期の児童手当の支払いができませんので忘れないようにしてください。

問合先　地域福祉課　児童福祉係　☎492-9136

「隣保館人権講演会」を開催します

隣保館では、８月の「人権文化をすすめる町民運動」強調月間に合わせ、人権講演会を開催いたします。
申し込みは不要で、どなたでも参加していただけます。

とき　８月２日(日)
ところ　西部隣保館　10：00～11：30
東部隣保館　13：30～15：00
講師　加古川市妙正寺　住職　鹿多証道（しかたしょうどう）氏
演題　「やさしさを生きる」
＊両会場とも駐車場が少ないため、なるべく徒歩または自転車等でお越しください。
問合先　西部隣保館　☎４９２－３１１９

介護手当の更新（新規）申請手続き

現在、介護手当の支給を受けている人に更新申請の案内を送付していますので、更新申請手続きをしてください。新たに希望される人は、健康福祉課に申請してください。

○重度心身障害者（児）介護手当

対象者　65歳未満の障害者（児）のうち、次の（1）または（2）の人の介護者
（1）自宅で６カ月以上寝たきりの状態の身体障害者手帳１級または２級の人
（2）自宅で６カ月以上寝たきりの状態の療育手帳A判定の人
支給額　月額10,000円
支払月　５月、８月、11月、２月

○在宅老人介護手当

対象者　65歳以上の人で次の（1）または（2）の人のうち、介護保険の要介護３から５までの認定を受けている人の介護者
（1）自宅で６カ月以上寝たきりの状態などの人
（2）自宅で６カ月以上認知症の状態などの人
支給額　月額10,000円
支払月　５月、８月、11月、２月

●それぞれ認定基準がありますので、調査審査の結果、手当の支給対象に該当しない場合もあります。

◎**更新申請提出期限**　７月24日（金）
◆**問合先**　健康福祉課　高年障害係　☎ 492-9137